



Title	北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）
Citation	1-165 (2018). 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）. 北海道大学
Issue Date	2018-03-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/82909
Rights	本報告書の著作権は北海道大学にあります
Type	report
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	hokkaidoU_report_addendum_201803_Part2.pdf (Part2)



[Instructions for use](#)

右承諾候也

但シ發掘ヲ了シタルトキハ速ニ原状ニ復セシムル事

昭和九年五〔八〕月拾〔九〕日

山越郡八雲町長 内田文三郎 公印

資料6-3は和紙1枚よりなり、右側に①1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地發掘承諾願」、その左側に②1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」が続けて記してある文書である。

資料6-3では、5月10日付「土地發掘承諾願」の右下余白に、「受付第120号」・「9.8.19」・「八雲町役場」と円形スタンプの受付印・号数記載がある。スタンプに重ねて「代理字部」なる印を捺してある。八雲町役場が、5月10日付「土地發掘承諾願」を8月19日付で收受した証である。

八雲町長による「承諾」は、最初は「昭和九年五月拾日」とあり、5月10日付であったが、「五」を「八」に「壱字訂正」(公印「北海道山越郡八雲町長印」捺印)して「八月」とし、「拾日」の間に「九」を書き入れて「拾九日」とし、8月19日付に改めてある。

児玉作左衛門は、5月18日～7月16日に行った發掘に先立って八雲町の承諾を得ていたことを証するため、發掘前に遡った日付の5月10日付で「土地發掘承諾願」を八雲町長宛てに申請したが、八雲町長は「土地發掘承諾願」を收受した8月19日に、同日付で「承諾」を発行したのである。

児玉作左衛門は、八雲町遊樂部で發掘を開始した1934年5月18日以前に、八雲町長から發掘の承諾を得ていたと証することはかなはず、事後に發掘の承諾を得るに至ったのである。

【資料6-4】1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品發掘届」

旧土人々骨及ビ副埋葬品發掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ 5K 氏私有牧場内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百三十体及ビ副埋葬品別紙ノ通り發掘致シ候間該地形略図並ビニ副埋葬品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年七月廿六日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 印

北海道庁警察部長 藤岡長敏殿

1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品發掘届」(資料6-4)は、和紙1枚(墨筆)よりなり、児玉の押印がある届出である。

資料6-4は、1934年5月18日～7月16日に八雲町遊樂部旧アイヌ墓地である牧場(私有地)と隣接する町有地から、①アイヌ人骨130体と副埋葬品を試掘したこと、②副埋葬品は別紙目録のとおりであることを、7月26日付で児玉作左衛門が北海道庁警察部長宛てに届け出たものである。内容から、次に述べる資料6-5と同時か、それ以前に作成されたものと考えられる。

【資料6-5】1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋蔵物〕發掘届」、及び別紙「副埋葬品目録」

旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋蔵物〕發掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ 5K 氏私有牧場内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百三十〔二十八〕体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り發堀致シ候間該地形略図並ヒニ副埋葬〔發堀〕品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年七〔八〕月廿六〔六〕日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 ㊞

由越郡八雲警察署長〔長官〕殿

《別紙》

副埋葬品目録

山越郡八雲町字遊樂部浜 5K 氏私有牧場内並ビニ町有地内ニ於テ發堀セル副埋葬品左ノ如シ

1 刀剣	三十本
2 マキリ	六十五本
3 タシロ	三一本
4 マレップ	四十二個
5 銛	二十二個
6 煙管	四十個
7 鉈	三十九本
8 鎌	五十七本
9 鋸	二個
10 玉（硝子、石）	五百三十個
耳輪	四十二個
11 鍋	三十四個
12 燐石	六十五個
燐金	四十三個
13 塗器類破片	三十一個

以上

1934年7〔8〕月26〔6〕日付由越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ヒ副埋葬品〔埋蔵物〕發堀届」、及び別紙「副埋葬品目録」（資料6-5）は、和紙2枚からなる發堀届と添付目録である。「發堀届」には児玉の押印がある。

資料6-5は墨筆で書かれた後、鉛筆による取り消し線と加筆（上記では〔 〕内の文字）がある。資料6-5「發堀届」は、①題名が「旧土人々骨及ヒ副埋葬品」から「埋蔵物」に、②アイヌ人骨数が130体から128体に、③日付が7月26日付から8月6日に、④宛先が八雲警察署長から北海道庁長官に修正されている。

資料5-1「ポケット日記」には、1934年7月25日の条に「松田局長来ル」・「夜警察部長訪問」、7月26日の条に「書類長官宛トセヨ」、7月27日の条に「書類提出 衛生課訪問」との記載がある。

「松田局長」は、1934年の八雲町遊樂部における発掘に際して、当初から児玉作左衛門と深い関わりがあった八雲郵便局長の松田武策であり、7月25日に児玉と面談を要する案件があったものと推測される³⁹。7月27日に北海道庁警察部衛生課を児玉作左衛門が訪問したのは、衛生課所掌事項に「墓地及火葬場ニ関スル事項」⁴⁰が含まれていたからである。書類を警察部衛生課へ提出したのか、衛生課に挨拶もしくは相談をするために行つたのか、詳細は不明である。

資料6-1と資料6-4・資料6-5を照合すると、①児玉作左衛門は7月26日付で「北海道庁警察部長」と「八雲警察署長」にそれぞれ宛てた「發堀届」（資料6-4、資料6-5）を作成したが、②北海道庁警察部長と7月25日に面談した後、7月26日に何れからか「發堀届」の宛先は「北海道庁長官」に変更

するよう指摘を受け、③資料6-5をもとに修正案を作成して、7月26日付「北海道庁長官」宛ての「発掘届」を7月27日に北海道庁へ提出したことがうかがえる。

児玉作左衛門は、上記の③7月26日付「北海道庁長官」宛ての「発掘届」を北海道庁へ提出した後、さらに、「埋蔵物発掘届」（後述する資料6-6、資料6-7）を作成するに至っている。

【資料6-6】1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「発掘品目録」

埋蔵物発掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ5K氏私有牧場内並ヒニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百二十六体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り発掘致シ候間該地形略図並ヒニ発掘品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年八月六日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 印

北海道庁長官 佐上信一殿

《別紙》

発掘品目録

一、品質

人骨	百二十六体	(内男五十二体 女五十五体 小児十三体) 性不明六体、(不在葬ニハ算入セズ)
刀剣	三十本	
マキリ	六十五本	
タシロ	三十一本	
マレップ	四十二個	
鉛	二十二個	
煙管	四十個	
鉈	三十九本	
鎌	五十七本	
鋸	二個	
玉(硝子、石)	五百三十個	
耳輪	四十二個	
鍋	三十四個	
燧石	六十五個	
燧金	四十三個	
塗器類破片	三十一個	

二、形状

人骨ハ概ネ仰臥伸位ニシテ、灌木根並ニ雜草根ノ蕃殖著シク、従テ、種々ノ程度ニ腐蝕セラル。頭骨ハ概シテ低ク、前後ニ長ク、之ニ相当シ、額モ低ク、後方ニ傾ク。縫合ハ比較的簡単ナリ。顔面ハ割合ニ平ク、眼窓ハ一般ニ甚ダ広シ。上肢ニテハ上膊骨比較的強大且ツ扁平ニシテ三角筋粗糲著シク突出セリ。前膊ニテハ尺骨ノ弯曲ノ度強ク、尺骨橈骨共ニソノ骨間櫛ハ著明ナリ。下肢ニテハ大腿骨粗糲線著シク突出セリ。大体上三分ノ一ノ辺ニ於テ前後ニ扁平ナリ。下脚ニテハ腓骨扁平ニシテ、稜著シク、脛骨ハ左右ニ扁平ニシテ、従テ前稜著シ

ク銳ク、且ツ前方ニ向ツテ弯曲セリ。

刀剣類ハソノ鞘殆ンド全テ腐蝕シ僅ニソノ痕跡ヲ残存セル裝飾金具ヲ以テ認ムルノミ。刀身ハ長短種々差アレドモ何レモ腐蝕甚ダシ。マキリ、タシロ等モ同様ニ腐蝕セリ。マレップハソノ特異ノ鉤状ヲナセリ。鈷ハソノ骨部ヨク保存セラル。煙管ハ銅製ニシテ火皿特ニ大ニシテ金属部ハ比較的ヨク保タルム、中央ノ木部ハ腐蝕シテ残存セズ。鉈、鎌、鋏、鍋等ハ腐蝕甚シケレドモ、ソノ形状ハ何レモ現今使用セラルモノト殆ド同様ナリ。玉ハ硝子製ノモノ多ク、時ニ石製ノモノモアリ、ソノ直径大ナルハ約三粂位ノモノヨリ小ナルハ直径三粂ノモノニ至ル種々ノ大サニシテ、球状ニテ中央部ニ之ヲ貫ク一孔アリ。コノ孔ニ紐ヲ通シ頸飾ナドトセルモノナラン。耳輪ハ概シテ銅製ノモノ多ク、円形ニシテ、時ニハ玉ヲ附セルモノアリ。燧石及燧金ハ往時用ヒラレタルト同様ノ形状ノモノナリ。塗器類トシテハ膳様ノモノ最モ多シ。之ハ現今一般ニ使用セラルモノト殆ド同様ノ形ヲナシ、稍大ニシテ旧土人間ニテ所謂「イタンキ」ト称セラルモノナラン。尚以上ノモノノ形状ヲ別紙写真トシテ添附セリ。

三、年月日

昭和九年五月十八日ヨリ全年七月十六日ニ至ル間

四、場所

山越郡八雲町字遊楽部浜 5K 氏私有牧場内及ビ之ニ隣接セル町有地内

五、考按

前記場所ノ内別紙地形見取略図第二図ノ場所ニ於テ、ソノ西方ヲ流ルル「トイタウシナイ」川ノ岸崩壊ノ際、偶々人骨ラシキモノ出デタリトノ報ニヨリ、之ノ場所ヲ視察セルニ、附近一帯ハ灌木ソノ他雜草繁茂セル荒地ニシテ、平常旧土人ニヨリ蘆芥棄場トシテ使用セラレ居ル場所ナリ。此処ニ、東西ニ長キ陷凹個所、ソノ長サ約一間、幅約二尺ノモノ十五個、規則正シク並列セラレアルヲ発見セリ。因リテコノ陷凹個所ヲ試堀セルニ、全テ砂地ニシテ、地下約一尺乃至三尺ニシテ草木根ト密ニ混ゼル人骨及ビソノ副埋葬品ヲ見出シタリ。ソノ際人骨ハ全テ頭部ヲ東方ニ、足部ヲ西方ニ向ケタル仰臥伸位ニシテ、稀ニ伏臥位又ハ屈位ノモノアリ。ソノ副埋葬品ハ左或ヒハ右側、又ハ体上部ニ散在セラレタリ。男ニテハ刀剣、マキリ、タシロ、マレップ、鈷、等、女ニテハ、鎌、鍋、玉等アリ、煙管、耳輪、燧石、燧金、塗器類ハ男女共何レニモ発見セラレタリ。次イデ、コノ場所ノ南方ニアル放牧地（地形見取略図第三図）内ヲ検セルニ、コノ場所ハ数年以前畑トシテ耕作中、人骨ラシキモノ屢々出デタル所ニシテ、ソノ附近ハ牛馬ヲ放牧シ居ル場所ナリ。地表ニハ何等陷凹ヲ認メザリシモ、処々試堀セルニ、此処ニ於テモ前記個所同様ニ六十三個ノ埋葬個所ヲ発見シ人骨及其ノ副埋葬品ヲ地下約一尺乃至三尺ノ所ニ見出セリ。コノ場所ハ既ニ耕作セラレタル等ノ事情ニヨリ、埋蔵物ハ概シテ混乱セラレタルモノ多シ。

右ニ記セル 5K 氏私有地ヨリ北方ニテ、之ト道路ヲ以テ境セラレタル町有地内ニ現火葬場ノ東方ニアル小高キ丘（地形見取略図第四図及第五図）ニ於テ、前ニ発見セルト同様ナル東西ニ長キ陷凹個所ヲ五十個発見セリ。此場所ハ丈約四尺ノ灌木及ビ筐ソノ他雜草ノ繁茂セル所ニシテ、平常何等使用セズシテ放置セラレ居レリ。因リテ、此場所ノ灌木、筐等ヲ刈リ払ヒ、然ル後試堀セルニ前記二個所ト同様ニ、地下約一尺乃至三尺ノ深サニ、人骨及ビソノ副埋葬品ヲ見出セリ。

以上ノ発堀セル前記人骨及ビソノ副埋葬品ノ腐蝕程度等ヨリ考フルニ、之等ハ少クトモ百年以上ヲ経過セルモノニシテ、大体百年乃至百五十年程以前ノ旧土人ノ遺跡タリシコトヲ推定セリ。

(資料6-6) は、「埋蔵物発掘届」が和紙1枚(墨筆)、「発掘品目録」が和紙4枚(墨筆・ペン筆)よりなる。「埋蔵物発掘届」には児玉の押印がある。

資料6-5との大きな違いは、「埋蔵物発掘届」については①題名が「埋蔵物発掘届」に、②アイヌ人骨数が128体から126体に、③日付が1934年8月6付に、④宛先が「北海道庁長官」宛てに改まり、別紙「目録」については⑤題名が「発掘品目録」に改まり、⑥内容が和紙1枚から4枚分に増補されたこと、⑦アイヌ人骨数の内訳を記述したことである。

②の人骨数を変更したのは、別紙「発掘品目録」から、「不在葬」(墓坑に人骨がない場合)2体分を除外したためとわかる。なお、「発掘品目録」から「不在葬」の記述を削除した取り消し線はペン書きで、「埋蔵物発掘届」・「発掘品目録」ともに人骨数「百二十六」体は墨筆で太字となっている。

上記「埋蔵物発掘届」には、発掘副葬品形状写真(副葬品・発掘頭蓋骨各一葉)の添附がある。
「発掘品目録」中に記述がある「地形見取略図」は添附されていない⁴¹。

【資料6-7】1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙 | 埋蔵物発掘届目次】

埋蔵物発掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ5K氏私有牧場内並ヒニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百二十六体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り發掘致シ候間該地形略図並ヒニ發掘品目録相添へ此段御届申候

昭和九年八月 日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門

北海道長官 佐上信一殿

《別紙》

埋蔵物発掘届目次

一、発掘品目録

- 一、品 質
- 二、形 状
- 三、年月日
- 四、場 所
- 五、考 按

二、第一図 山越郡八雲町字遊樂部浜地形見取略図

第二図 5K氏私有牧場附近地形見取略図 一

第三図 全 二

第四図 八雲町有地附近地形見取略図 一

第五図 全 二

三、副埋葬品写真

1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」及び別紙「埋蔵物発掘届目次」(資料6-7)は、和紙2枚(墨筆)よりなる。児玉の押印がなく、日付を1934年8月付で作り直した「埋蔵物発掘届」のひな形(下書き)と、その別紙目録の目次である。

資料5-1「ポケット日記」には、1934年8月6日の条に「書類間ニ合ハナイ」、8月7日の条に「道庁」と記述がある。8月6日付の書類(資料6-6)を作成したが、不備があったのか「書類間ニ合ハ

ナイ」という事態に陥り、翌7日に北海道庁に出向いて指示を仰いだものと考えられる。

資料6-3で、①1934年5月10日付八雲町長宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」を八雲町が8月19日付で受理していること、②8月19日付で児玉作左衛門宛てに八雲町長が「承諾」を与えていることから、発掘地のひとつである「町有地」の所有者（八雲町）の承諾書が8月6日時点で欠けていたことがわかる。北海道庁は、その不備を指摘したと考えられる。資料6-7（1934年8月付）は、8月7日以降に、児玉が書類の再提出を目指して、作り直したものであろう。

北海道庁警察部は、発掘地の所有者（私有地所有者、八雲町長）の承諾を事前に得た証拠を示すよう求め、児玉作左衛門はそれに応じようとした。児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者から「発掘の快諾」を得るとともに、旧アイヌ墓地（町有地）の発掘についても「町役場の諒解」を得たと論文で述べている⁴²が、「埋蔵物発掘届」にかかる一連の全書類を揃えることができたのは、八雲町長が「承諾」を発行した1934年8月19日以降であった。

【資料6-8】1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」

領収証

一金 貳百円也

但六月十四日八雲町ニアイヌ骨格蒐集祭祀料トシテ立替シ金額二百円也正ニ受取候也

昭和九年十月四日

医学部会計係④ [関口]

解剖学教室

児玉教授殿

1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」（資料6-8）は、八雲町旧アイヌ墓地発掘にかかわって、「祭祀料」を支出したことを示した領収証である。北海道帝国大学医学部野紙1枚（ペン筆）よりなる。

「領収証」は、1934年6月14日に医学部が校費をもって児玉作左衛門に立て替えた「祭祀料」200円を、同年10月4日に児玉作左衛門から医学部会計係に納めたことを示している。

資料2-4（6月27日付予算配当の通知）で、日本学術振興会からの調査研究費は1935年7月中旬の配布（入金）見込みであったから、6月13日八雲から帰札した児玉作左衛門には日本学術振興会からの予算（調査研究費）が未着であった。6月20日に八雲町を再訪するにあたり、児玉作左衛門は医学部に「祭祀料」200円の立て替えを依頼し、6月14日に受領したと考えられる。10月4日に医学部へ返納した200円は、日本学術振興会からの予算（調査研究費）で充当したと考えられる。

資料6-8にしたがえば、「祭祀料」支出先は八雲町であるが、その明細を示す資料は見当たらない。

【資料6-9】八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、八雲町遊楽部での発掘中の1934年6月から翌年10月にかけて、以下のように八雲町遊楽部のアイヌ住民の戸籍謄本・除籍謄本を取得していた⁴³。

- ①「6F戸籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ②「6G除籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ③「6H除籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ④「6I戸籍謄本」（1935年10月4日取得）
- ⑤「6D戸籍謄本」（1935年10月4日取得）

児玉作左衛門は、発掘調査実施地域のアイヌ人口に言及した最も詳しい論文である「八雲遊楽部に

於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」において、1934年5月25日現在の八雲町遊楽部の「土人家族の戸口調査」によれば、戸数は18戸、人口は84人であり、その内和人は20人（男13人、女7人）と述べている⁴⁴。

また、家族毎に氏名・家族関係・年齢・民族的出自（「土人」、「混血」）を記してある「八雲遊楽部土人名簿 昭和九年五月調」⁴⁵によれば、アイヌは22人（男8人、女14人）、「混血者」は42人（男21人、女21人）である。

児玉作左衛門は、「現在ユウラップに住むアイヌの中で最故老は、6D氏の母6Jであつて、アイヌ名を〔6Jのアイヌ名〕と云ひ＊＊＊年生れでその当時（昭和九年）＊＊＊歳と称せらるゝもの」と論文中に述べている。「6I戸籍謄本」に6Iの祖母にあたる6Jの生年月日があることと、「6H除籍謄本」によって、児玉作左衛門は、八雲町遊楽部のアイヌ住民の歴史を享和3年（1803年）まで遡ることができた。

児玉作左衛門は、戸籍・除籍謄本を参照しながら、現存者から旧アイヌ墓地の被埋葬者と現存者の関わりを聞き取って、被埋葬者の氏名・生没年等を確認し、あわせて「純粹」なアイヌ民族を個々に特定するための作業を行ったと考えられる。

しかしながら、この作業は極めて困難な課題であり、「戸口調査」と戸籍・除籍謄本による確認の域を出なかったことは、ある八雲町遊楽部在住者が以下のように語ったことからも窺い知ることができる。

八雲遊楽部5K牧場ニハ、昔サンナシノ樹繁茂セリ。コノ樹ハ人ノ高サ位ノ木ニシテ、枝ハ下ニハフ。コ、ニハ鍋ノ破片、徳利ノ破片等アリキ。コ、ニ死人ヲ運ンダ事ハ全然知ラナイ。墓標ハナカッタ。両親カラハ何モ聞カセラレナッカタト。

三本杉ノ南部ノ墓地ニ死人ヲ運ンダ事ハ知ラナイ。然シ年寄ハコ、ニ墓アレバ、入ルベカラズト云フ事ハ知ラセタ。極メテ幼少ノ折、ソコニ一二本ノ都婆ノ立テルハ見シ事アリシト⁴⁶。

7 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」中には、児玉作左衛門が行った十勝郡浦幌村愛牛の旧アイヌ墓地発掘（1934年10月27～31日）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」
 - (2) 1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」
 - (3) 1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」
 - (4) 浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍に関する謄本6点
- 順次内容を紹介する。

【資料7-1】1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」

承諾書

拙者儀左記ノ遺骨ヲ学術研究ノ為貴学部へ寄贈仕リ候間御発掘下サレ度右承諾仕リ候也

7A 

7B 

7C

昭和九年十月

北海道帝国大学医学部御中

1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て「承諾書」（資料7-1）は、遺骨の発掘並びに遺骨の寄贈について、北大医学部に宛てた3名連名による承諾書である。和紙1枚よりなり、本文部分が黒色インク、署名部分が青色インクのペン書きである。

「左記ノ遺骨」とあるが、具体的に記載した資料は見当たらない。また、署名者の住所は記載されていないが、7A・7Bの戸籍謄本⁴⁷によれば、いずれも十勝郡浦幌村大字愛牛「字*****」である。如上の事情に照らせば、「承諾書」は、浦幌村大字愛牛「字*****」の旧アイヌ墓地における「発掘」と、発掘した「遺骨」の北大医学部への寄贈を承諾したものである。

なお、署名者のひとり7Bについて、『浦幌村史』は以下のように記している。

同地〔浦幌村大字愛牛字*****〕には古くからアイヌコタンがあつて、7B氏の記憶によれば、明治初年には約四十戸のアイヌ部落があつた。その主だつた人々には早期和人入植者は随分世話になつたものと云われる。又和人であつてアイヌの家に婿入りしたものも少なくなかつた。……当村現存の最古者は恐らく7B氏であろう。同氏は現在七十八歳で、十歳の時旅来から現住所に移住し今日に至つている。……7B氏は一時馬を五十頭位飼育していたが、年々の不漁で段々に減じた。燃〔然〕しそれでも息子に嫁が来た二十年前（一九二九）位までは二十四頭飼つていた。その後不作水害で昔の梯が無くなつたということである。現住宅は明治三十一年（一八九八）に建てた。棟上げ八尺に土台付きであるが、度々の水害にもあつたが傾斜することはあつても倒壊することなく、堀〔掘〕立小屋は水で流されるものである。附近の人々は7B氏を呼ぶのに***さんと通称しているが、***とは平和を意味し、宝を持つ資格ある人と云う義で、謂ば人の頭に立つ資格のある人に対する敬称である⁴⁸。

【資料7-2】1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」

承諾書

本村字*****ニ埋葬シアル旧土人ノ人骨發掘スルコトヲ承諾候也

昭和九年十月二十五日

十勝郡浦幌村長 高橋熊太郎 公印

1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」（資料7-2）は、浦幌村大字愛牛「字*****」に埋葬されたアイヌ人骨を発掘することに対する浦幌村長の承諾書である。資料7-2は十勝郡浦幌村署紙1枚（ペン筆、黒インク）からなる。

「承諾書」の宛先は記載されていないが、「本村字*****」は児玉作左衛門の発掘した旧アイヌ墓地の所在地である。児玉作左衛門が「承諾書」を手許に保管しており、この「承諾書」は浦幌村長宛て児玉作左衛門「発掘願」（未詳）に応じたものであり、浦幌村大字愛牛「字*****」の旧アイヌ墓地が浦幌村管理地であったことを示唆している。

【資料7-3】1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」

人骨発掘願

- 一、目的、 学術研究ノ為メ
- 二、場所、 北海道十勝郡浦幌村
- 三、月日、 昭和九年十月廿五日ヨリ三日間
- 四、骨ノ処分方法、 北海道帝国大学医学部ニ保存
- 五、発掘地管理者ノ承諾書一通添附（別紙）

北海道帝国大学医学部
教授 児玉作左衛門 ㊞

昭和九年十月廿五日

北海道庁長官 佐上信一殿

1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」（資料7-3）は、1934年10月25～27日に浦幌村で人骨発掘を行うこと、発掘した人骨は北大医学部に保存することを出願した、北海道庁長官宛ての発掘願である。資料7-3は和紙1枚（墨筆）よりなり、[児玉]印の捺印がある。

資料7-3は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）の第一条に忠実にしたがって、児玉作左衛門が作成した発掘願であることがわかる。同規程第一条の5つの項目（①目的、②場所、③月日、④人骨の処分方法、⑤発掘地の所有者、管理者または占有者の承諾書）を列記し、「発掘地管理者ノ承諾書」を添えて整えてある。「承諾書」は、前述した資料7-2（1934年10月25日付浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」）を指すものと考えられる。

資料7-3の余白には、①「内」・「9.10.25」・「敬」とある丸いスタンプ、②「北海道庁池田警察署」・「9.10.26」・「衛第991号」とある丸いスタンプ、③「三浦」なる丸印が捺してある。

①は1934年10月25日付の受付印（収受印）と考えられるが、「内」・「敬」共に何の略であるか不詳である。②は北海道庁警察部池田警察署（中川郡池田町所在）の印で、資料7-3を1934年10月26日付で衛生課所管事項（墓地に関する事項等）の第991号（1934年度通し番号）として受理したことを示す印と考えられる。③は池田警察署長三浦敬吉⁴⁹の捺印と考えられる。児玉作左衛門が提出した「人骨発掘願」は、北海道長官の許可を受けるべく、「人骨発掘発見ニ関スル規程」の第三条「本令ニ依り提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ経由スベシ」に従って、浦幌村を所轄する池田警察署長に受理されたことを示している。

【資料7-4】浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、浦幌村愛牛発掘前の1933年2月から翌年12月にかけて、以下のように浦幌村愛牛在住者の戸籍謄本・除籍謄本を取得していた。

- ①「7D戸籍謄本」（1933年2月1日取得）
- ②「7A戸籍謄本」（1934年11月1日取得、再掲）
- ③「7E戸籍謄本」（1934年11月1日取得）
- ④「7B戸籍謄本」（1934年11月1日取得、再掲）
- ⑤「7F除籍謄本」（1934年11月1日取得）
- ⑥「7G除籍謄本」（1934年12月26日取得）⁵⁰

6点の戸籍謄本・除籍謄本からは、65人の人名・姻戚関係が判明する。

一方で、児玉作左衛門は、浦幌村愛牛在住者から、44人の現存者・故人の民族的出自、現存者ならびに現存者と被埋葬者との血縁・姻戚関係、被埋葬者の氏名・年齢・生没年・埋葬地等を聞き取り、「アイヌ聞書抄」として記録した⁵¹。戸籍謄本・除籍謄本は「アイヌ聞書抄」の裏付けとなった。

『2013年報告書』の巻末資料3「北海道帝国大学・北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座収蔵アイヌ人骨一覧（2012年12月4日現在）」中、上記資料①～⑥と「アイヌ聞書抄」とを重ね合わせた結果、個人氏名を特定し得る被埋葬者は少なくとも13人を数えた。

また、「7B戸籍謄本」によって、児玉作左衛門は、浦幌村愛牛「字＊＊＊＊＊」に在住するアイヌの歴史を、天保6年（1835年）まで遡ることができた。

8 森町における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、茅部郡森町私有地内の旧アイヌ墓地の発掘（1935年7月10日～17日）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 森警察署長宛て北海道庁封筒
- (2) 1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡
- (3) 1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」
- (4) 1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」
- (5) 児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（再掲）
- (6) 森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録
- (7) 「墓地買入に関するメモランダム」
- (8) 森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者の戸籍謄本

順次内容を紹介する。

【資料8-1】森警察署長宛て北海道庁封筒

封緘印を捺してある封筒であり、宛先は「森警察署長殿」（墨筆）、差出人は「北海道庁」（活版印刷）である。切手・消印はない。封筒は開封された状態で、中は空であった。

森警察署所管の人骨所在地の人骨発掘並びに人骨保管に関連する何らかの文書を、北海道庁が森警察署長を通じて児玉作左衛門に手交したものと推測できる。森町もしくは落部村の旧アイヌ墓地発掘にかかる文書であった可能性が高い。

【資料8-2】1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡

拝啓残暑難去候折柄益々御清栄の段奉賀候

陳者今春先生御来処の際当部内旧土人5Lと同人所有に係る旧土人墳墓発堀の件に関し本月末日迄に右諾否の回答せられ度事御詰合居候由本日本人より聞及候処本日同人より右応諾の旨先生宛回答致置候も尚一応右の趣小生よりも御通知なし置かれ度旨請來り候に就ては其の概略左に申上候

本人の申述にては墳墓発堀の法規的手続及御持運び以外の埋骨に関し新墓地買収費並に其の葬埋料等御含みの上にては何時にも可然差支無之左様御承知なし被下様との事に御座候

尚其の節は当役場に於ても出来得る限り便宜御助力可致筈に御座候間御遠慮なく御申出被下度申添置候

先は右御報知迄如斯御座候

末筆乍ら御自愛第一になし被下度願上候

勿々

八月廿七日

渡辺庄八拝

児玉作左衛門様⁵²

1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡（資料8-2）は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lの意を受けて、森町役場の渡辺庄八が児玉作左衛門に宛てた書簡である。

資料8-2は、北海道茅部郡森町役場野紙3枚（ペン筆）からなり、宛先が「北海道帝国大学内 児

「玉作左衛門様」（ペン筆）、差出人が「北海道茅部郡森町役場 渡辺庄八拝」（氏名はペン筆、それ以外はゴム印）の封筒に納められている。封筒の消印は「9.8.27」、すなわち1934年8月27日である。封筒の表面の左側余白には「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門」なるゴム印も捺してあることから、児玉作左衛門があらかじめ渡辺庄八に託した封筒と考えられる。託した経緯は不詳である。

資料8-2は、①「墳墓発掘の法規的手続」を踏まえること、②北大へ運ぶ以外の埋葬骨のための墓地買収費と葬埋料等の負担を条件に、所有地内旧アイヌ墓地の発掘に応諾するという土地所有者の意向を示している。のみならず、森町役場は土地所有者が示した条件を承知しており、発掘するならば約束履行を求めると言えた。そのうえで、「役場に於ても出来得る限り便宜御助力可致筈に御座候」と、役場としても全面的に協力すると記したのである。

資料8-2中の諸条件を児玉作左衛門が受け入れたことは、後述する「墓地買入メモランダム」（資料8-7）に、「墓地買入」・「墓標」等の費目額が記載であることから、明らかである。

【資料8-3】1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」

（森警察署経由）

文書課長閲了

亥兵第四三六号 指令

北海道帝国大学医学部長

山上熊郎

昭和十年五月十一日願人骨発掘並二人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件

許可ス但シ發掘ヲ終リタルトキハ其ノ旨届出ヅベシ

昭和十年五月二十九日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年5月29日付北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」（資料8-3）は、「森警察署経由」とあるとおり、森警察署所轄の人骨所在地の発掘並びに人骨保管に対する北海道庁長官の許可指令書である。北海道用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。

児玉作左衛門は1935年7月10日～17日に森町旧アイヌ墓地の発掘を行った。この許可指令書は、児玉作左衛門が森町旧アイヌ墓地の発掘に際して、「渡辺庄八書簡」が求めた「墳墓発掘の法規的手続」を踏み、北海道庁警察部がそれに応じて所定の許可手続きをとった証左である。

1935年5月11日付願は、北海道庁長官宛てに提出済みのため見当たらぬが、後述する資料8-4がそのひな形であったと考えられる。

なお、資料8-3の宛先は「北海道帝国大学医学部長 山上熊郎」であることから、1935年5月11日付願は、児玉作左衛門が医学部長名で整えて、提出したことがわかる。

【資料8-4】1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」

人骨発掘ニ関スル許可願

一、発掘ノ目的

二、発掘ノ場所

三、発掘ノ年月日

四、人骨ノ処分方法

右之通人骨発掘致度候間御許可相成度別紙關係

書類（別紙關係書類ハ発掘地ノ所有者、管理者又ハ占

有者ノ承諾書添付ノコト）添付此段相願候也

昭和十年五月 日

住 所

氏 名 印

北海道庁長官佐上信一殿

1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」（資料8-4）は、北海道庁署紙1枚にペン書きされた、人骨発掘許可願のひな形である。「別紙関係書類」の説明として、「（別紙関係書類ハ発掘地ノ所有者、管理者又ハ占有者ノ承諾書添付ノコト）」は朱筆で記されている。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）は、「古墳墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、人骨所在地所有者、管理者、または占有者の発掘承諾書を添えて人骨所在地所轄警察署長を経由して申請し、北海道庁長官の許可を得ることと定めていた。①資料8-4が1935年5月付で日付空欄のまま作成されていること、②森町旧アイヌ墓地の人骨発掘・保管に対する北海道庁長官の許可指令書（資料8-3）が1935年5月29日付で発行となっていること、③同許可指令書が1935年5月11日付願に対するものであったことを鑑みると、資料8-4は森町旧アイヌ墓地の人骨発掘・保管に関する願い出に際して、「人骨発掘発見ニ関スル規程」にもとづき、北海道庁が児玉作左衛門へ具体的に示した人骨発掘許可願のひな形であったことを示している。

【資料8-5】児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」

昭和九年六月北海道茅部郡森町（函館ヲ去ル約五十哩急行ニテ一時間十分）アイヌ5L氏ヲ訪問シテ昔話シヲ聞イテキマシタガ、彼ノ現在二百坪許リノ花畠ノ中ニハ、イクツカノアイヌガ埋葬サレテキルコトヲ洩シタノデ、ソレヲ発堀シテ大学ニ保管スル様承諾セラレタキ旨ヲ申シ込ミマシタ。然シ乍ラ彼ハ之レヲ即座ニ拒絶シマシタシ、マタ私モ埋葬ノ個所ガワカラナイ故ニ二ツ三ツノ骨ヲ得ル為メニ、殊ニソレガ腐ツテ役ニ立タナイ時ニハ尚更ノコトデアリマスガ、二百坪全部ヲ掘リ返スコトハ、非常ニ費用ト時間ノ不経剤アルコトヲオソレタノデ深ク追求シマセンデシタ。

其後全年九月再び全氏ヲ訪問シタトコロ、前回ヨリハ私ヲ幾分信用シタラシク色々ナコトヲ打チ明ケテ呉レマシタ。即チコ、ニハ約二十人位ノアイヌノ骨ガ埋ツテ居リ殊ニ約四十年前ニ十七才デ死ンダ彼ノ長女8Aノ骨モ中ニ在ルコト等モワカリマシタ。ソコデ早速町役場デ戸籍謄本ヲ取ツテ調べテ見マスト、ソノ中ニハソノ長女8Aノ名ヲ見出スコトハ出来マセンデシタノデ非常ニ失望シマシタ。ガ然シ之ハ戸籍ノ誤リデアルカモシレマセンノデ、是非堀ツテ見タイト思ヒマシテ種々説得ノ結果、渋々承諾スルコト、ナリマシタ。其後北海道庁ニ於テハ、アイヌノ墓ヲ冒瀆スルモノガアルトカ或ハアイヌノ骨ヲ外国ニ売リツケルモノガアルトカ云フコトガ屢々新聞紙上ニ出タノデ、十月中旬令ヲ出シテアイヌ墳墓発堀禁止ノ府令ヲ出シマシタ。ソシテ之レヲ管理スル社寺兵事課長ハ、仮令大学ト雖モ之レヲ堀ラセナイ意向ナル旨發表シマシタ。所ガ折好クモ道庁ノ役人ノ異動ガアリマシテ、十二月ニ社寺兵事課長並ニ学務部長ノ更迭ヲ見マシタノデ、新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタノデアリマスガ、現在デモ道庁内ニハマダ～反対論者ガアツテ油断ハ出来ナイ傾向デアリマス。本年四月ニナツテ早速森町アイヌ5L氏ノ土地発堀願ヲ土地管理者ノ承諾願ト共ニ道庁ニ提出シマシタガ、漸クニシテ許可ノ指令ガ来マシタノデ森町ニ至リ七月十日ヨリ之ノ発堀ニ取りカ、リマシタ。

（一）埋葬状態

発堀地帯ハ三層トナツテ居リ上層一、二尺ハ黒土、中層ハ砂地三、四尺、乃至六、七尺位テア

リ、下層ハ火山灰デ甚ダ硬イ。ソシテ骨ハコノ火山灰ノ直上ニアルヲ常トシ、浅キモノニテ四尺、深キモノハ六、七尺ニ及ンデ居ル。埋葬ハ全部屈葬デアリ棺ヲ有スルモノト有シナイモノガアル。マタ副葬品ハ極メテ尠イ。

八雲アイヌノ全部伸葬ニテ、頭ヲ東ニ向ケ副葬品ガ必ズアツタノニ比ベルト、僅カ三十埋シカ離レテキナイ兩者ノ間ニ非常ナ差異ノアルヲ認ムルモノデアルガ、コノ両町間ニハ昔山越内ト云フ関所ガアリ、ソレヨリ以南ヲ華邑ト称シテ函館奉行ノ直轄ノ下ニ在リ、又以北ヲ蝦夷ト称シテ統治外ニ置イタ事、並ビニアイヌ故老ノ言ヲ総合スルニ、森町ニ住ムアイヌハ可成和人的生活様式ヲトル事ヲ強ヒラレタモノデ、葬法モ之レニヨツタモノデアル事が推定サレル。

(二) 大後頭孔切除

コ、ニ甚ダ興味深イ所見ガアル。即チコノ森町発掘アイヌ人ノ頭蓋骨ニハ大後頭孔切除ヲ一例モ見ル事が出来ナカツタ。之レハ明ラカニ埋葬ガ深イ為メニ之レヲ遂行スル事が出来ナカツタモノデアルコトガワカル。年代ノ比較的新シイ事ハ問題ニハナラナイ。何故カト云フニ、アイヌ式ノ浅イ埋葬法ヲ行フ地方デハ最近十数年前ニ葬ラレタモノニモ切除ヲ見ルカラデアル。マタコノ切除ハ、アル学者ノ唱フルガ如キ埋葬前ニ行ハレタモノデハナク全ク埋葬後ノ仕事デアル事モ明ラカデアル。ナホマタ和人ノ接触ノ多寡ガコノ問題ニ関係アリト云フ事モ否定シウルト思フ。

(二) 英国領事発掘事件

次ニ本発掘ニ於テ特筆大書スペキハ慶応元年（一八六五年）ニコノ土地ニ起リシ國際的問題、即チ箱館駐在英國領事館員ノアイヌ墳墓発掘事件ニ對シテ、從来知ラレザリシ該墳墓現場ノ觀察ヲモ得タル事ナリ。即チコノ墳墓ノ約中央ヨリ西ニ寄リタル場所ニ頭骨ナキ一体並ビニゾノ附近ニ全体骨ヲ欠ク二個ノ墓ヲ見出シタリ。之等ノ三個ハ相接近シテ存在セリ。之等ハ明ラカニ盜マレタルモノナリ。然ルニ此処ヨリ約三間西北方ニ三個ノ頭蓋骨及ビ若干ノ軀幹骨相集合シテ出デタリ。之等ハ英本国ヨリ返却セルモノナランモ疑ハシキ点多クナホ今後ノ研究ニヨリテ明ラカニスルヲ得ベシト信ズ。

(三) 頭蓋骨特徴

概ネ比較的純粹度高キアイヌ人ノ特徴ヲ具備ス。殊ニ後頭骨ノ筋附着起伏隆線ニ著明ナルモノヲ認ム。歯ヲ有スル頭蓋総数三十六個ノウチ齶歯ヲ有スルモノ十九個、即チ五二・七八%ニシテ八雲アイヌノ十八・一%ニ比シテ甚ダ多シ

第三後頭頸、口蓋隆起等八雲アイヌヨリハ少キモ日本人ヨリハ多シ

児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料8-5）は、北海道帝国大学署紙4枚（ペン筆）からなる手稿であり、刊行された形跡は見当たらない。資料5-3で署紙2枚目を翻刻したが、ここでは署紙4枚の全文を上記におこした。

資料8-5によれば、森町旧アイヌ墓地発掘経緯は下記のようになろう。

- ①児玉作左衛門は、1934年6月に旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lに会い所有地内旧アイヌ墓地発掘を要請して断られた。
- ②児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）所有者5Lと9月に再度面談し、「戸籍謄本」に死去した長女名の記載がないのは誤記であり、発掘して確認したいと説得し、5Lは「渋々承諾」した。
- ③北海道庁が府令「人骨発掘発見ニ關スル規程」（1934年10月）を施行して、発掘の行政的な手続きに大幅な変更がなされた。
- ④同規程により発掘の実施が困難な状況となったため、北海道庁に弾力的な運用を求めて働きかけ、認められた。
- ⑤1935年4月に旧アイヌ墓地の発掘願と旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lの承諾書を北海

道庁へ提出した。

⑥北海道庁から発掘の許可指令を受け、1935年7月に発掘に取り掛かった。念のために、資料8-5と他の資料との平仄を確認する。

①は、資料6-1（「南江堂書店製カレンダー」1934年5～7月）の6月4日の欄に「森へ行キ帰宅」と記載があること、資料8-2（1934年8月27日付の森町役場渡辺庄八書簡）の「今春先生御来処」と記載があることに符合している。つまり、八雲町遊楽部での発掘にしたがっていた児玉作左衛門は、1934年6月4日に帰札の途次、森町に立ち寄り、土地所有者5Lに所有地内旧アイヌ墓地の発掘を要請して断られたのである。

②は、9月に土地所有者5Lとの再面談で謄本記載事項調査を以て発掘承諾を説得したとの謂であるが、5Lの「戸籍謄本」を取得した時期は1934年10月9日⁵³であることに照らせば、時間の順序が整合せず、児玉作左衛門が資料8-5に記した経緯の記述に混乱があるので否めない。

むしろ、資料8-2を受け取った児玉作左衛門が、急遽9月に土地所有者5Lとの面談に臨み、所有地内の旧アイヌ墓地の発掘について了解を得、発掘に伴って必要となる改葬用墓地買収と葬埋料等の費用支出を行なうことになったと判断するのが至当である。

土地所有者5Lの対応が、当初の「即座ニ拒絶」から「渋々承諾」へと変化したのは、児玉作左衛門の「種々説得」に対しある程度の理解を示したということである。「種々説得」の内容は明らかではないが、発掘に伴う改葬・埋葬措置などの児玉の応対に誠意を認めたということと推測できる。

③④は、北海道庁令「人骨発掘発見ニ関スル規程」施行と、その運用基準としてアイヌ人骨発掘を「許可を得て始めて発掘を為し得ることとしたのである。而し乍ら本件許可は容易には詮議しない方針である」と規定した「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」（北海道庁学務部社寺兵事課、1934年10月19日）により、アイヌ人骨の発掘・収受全般が困難となり、延いては研究の継続が不可能になることを危惧して、児玉作左衛門が引き続き発掘・収受が可能となるような運用を北海道庁に求めたことを示す。

⑤⑥は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」施行を挟み、着手までに時間を要したもの、1935年5月11日付で人骨発掘許可願（資料8-3文中）を提出して、5月29日付で北海道庁長官から旧アイヌ墓地発掘の許可指令（資料8-3）を受け、7月に発掘に至ったことを示す。

【資料8-6】森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録

森町旧アイヌ墓地発掘（1935年7月10日～17日）に際する金銭支出の記録（資料8-6）には、①「森町出張費」（洋紙1枚、黒ペン筆・朱色鉛筆、作成日・作成者の記載なし）、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」（洋紙1枚、ペン筆、題名・作成日・作成者の記載なし）、③「人夫代」に係る1935年7月16日付「受領証」4枚（ペン筆、宛先の記載なし）のほか、森町の旅館・商店等の領収証6枚（1935年7月）がある。②は題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

①「森町出張費」の全文は下記のようである。

「森町出張費」の記載中、「児玉」は児玉作左衛門、「伊藤」は伊藤昌一（医学部解剖学第二講座講師）、「渡辺」は渡辺左武郎（同助手）、「榎原」は榎原徳太郎（同助手）、「半沢」は半澤信一（同助手）である。

「森町出張費」によれば、児玉作左衛門は、交通費・宿泊料に85円13銭、「人夫代」（旧墓地の発掘作業従事者的人件費）に23円、警察への果物に80銭、発掘した人骨を包み収める資材（サラシ・釘・箱・俵・古新聞等）の購入に7円98銭を費やした。その総額は、黒ペン筆では136円71銭とあるが、余白に朱色鉛筆で加筆された額は212円73銭に膨れ上がっている。増加した費用76円2銭の内訳につ

いて記載はないが、医学部へ持ち運ぶための費用に要したものと考えられる。

「森町出張費」中の7月16日の条に記載がある「人夫代 22.00」の内訳は、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」、③「人夫代」に係る1935年7月16日付「受領証」4枚からわかる。②によれば、7月11日～16日の間に、旧墓地の発掘作業に雇用した「人夫」は4人（2人は5日分、2人は4日分）で、その賃金は1日1円20銭であった。5日分従事した2人には各6円、4日分従事した2人には各5円を払った。③1935年7月16日付「受領証」は、旧墓地の発掘作業に雇用した「人夫」4人がそれぞれ署名・押捺したものである。

森町出張費			
			総計
7月10日	児玉、伊藤、榎原、半沢汽車賃 (札幌→森)	12.56	162.73
	茶、ペントウ	1.40	児玉立替 50.00
	ビール(1本)、豆	.50	<u>212.73</u>
11日	ビール(3本)、豆	1.07	
12日	菓子、松葉	.45	
13日	乾魚、釘、墨汁	.60	
	サラシ、毛布	1.15	
	人夫へ	1.00	
14日	小包糸	.25	
	榎原、半沢汽車賃(森→札幌)	7.00	
	渡辺汽車賃(札幌→森)	3.50	
15日	サラシ	.65	
	薬(5Lノ妻へ)	.38	
	餅米代	1.00	
16日	中川巡查へ果物	.80	
	人夫代	22.00	
	箱、空俵、古新聞紙代(坂元商店)	5.33	
	阿部旅館宿泊料	52.55	
17日	児玉、伊藤、渡辺汽車賃(森→札幌)	7.57	
	全(八雲→札幌急行券)	1.95	
外ニ	渡辺、榎原、半沢ニ小使錢トシテ(5円宛)	15.00	
	総計	<u>136.71</u>	
出張旅費トシテ支給サレシ額		伊藤 40.00 渡辺 30.00 榎原 30.00 計 <u>100.00</u>	不足額 <u>36円71銭</u> ハ教室費ヨリ立替

【資料8-7】「墓地買入に関するメモランダム」

墓地買入	二等地	金五円
墓標		金二円七十銭
僧侶謝礼（三人）		金十円
花損料		金十円
供物		金一円九十三銭
餅米・米粉代		金一円七銭
供養花		金五十銭
諸雜費（5Lノ小使錢）		金五円

「墓地買入に関するメモランダム」（資料8-7）は、森町の旧アイヌ墓地（私有地）所有者の要請である「改葬」に関するメモ（洋紙1枚、ペン筆、題名・作成日・作成者の記載なし）である。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

資料8-2（1934年8月27日付の森町役場渡辺庄八書簡）に、「御持運び以外の埋骨に関し新墓地買収費並に其の葬埋料等」と記載があるように、森町の旧アイヌ墓地（私有地）所有者は、北大医学部で收受する以外の「埋骨」に対して改葬を行うこと、改葬に伴う「新墓地買収費」と「葬埋料等」を要請していた。資料8-7は、児玉作左衛門が、その要請に応じて、墓地買入費・墓標・供物など合計36円20銭を受け持ち、改葬にともなう儀式を仏式で執り行ったことを示唆している。

改葬した「埋骨」数と改葬先の墓地名に関する資料は、見当たらない。『森町史』には、森村の共同墓地である「森川墓地」は1880年に設置され、新たな共同墓地である「森墓地」（森町字上台町）は1927年から使用され、1951・52年頃に森川墓地は森墓地へ改葬となったとの記述がある⁵⁴。それにしたがえば、森町旧アイヌ墓地の「埋骨」のうち、北大医学部で收受する以外の「埋骨」の改葬先は、共同墓地の森墓地である。

【資料8-8】森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者の戸籍謄本

先述したように、児玉作左衛門は、森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者5Lの戸籍謄本（資料8-8）を1934年10月9日に取得した。また、児玉作左衛門は、発掘と併行して5Lから聞き取りを行い、森町に在住したアイヌとその親族である和人の計39人について、各種情報（氏名、民族的出自、生没年、姻戚関係、被埋葬者氏名、被埋葬者との続柄等）の提供を受けた⁵⁵。

また、児玉作左衛門は、資料8-8によって、森町在住アイヌの歴史を文政12年（1829年）まで遡って把握した。

9 落部村における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、茅部郡落部村私有地内の旧アイヌ墓地発掘（1935年9月4日～10日）にかかる以下の資料が含まれている。

- (1) 1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」
- (2) 1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」
- (3) 1935年7月17日付9A「承諾書」
- (4) 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎
「人骨発掘許可願」
- (5) 「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」
- (6) 1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官佐上信一
「亥兵第七四二号 指令」
- (7) 「落部村メモランダム」
- (8) 1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚
- (9) 1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」
- (10) 落部村在住者の戸籍・除籍謄本

順次内容を紹介する。

【資料9-1】1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」

児玉作左衛門殿
昭和十年七月十七日 承諾書送付ノ件
茅部郡落部村長萬清治
御依頼有之候旧土人屍骸埋歿地發掘ニ關スル右土地所有者ノ承諾書
別紙ノ通り及送付候也

1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」（資料9-1）は、落部村村長が「旧土人屍骸埋歿地發掘ニ關スル右土地所有者ノ承諾書」、すなわち旧アイヌ墓地（私有地）所有者の「承諾書」を同封して、児玉作左衛門に送付することを伝えた、北海道茅部郡落部村役場署紙1枚（ペン筆）からなる通知文書である。

文中「別紙ノ通り及送付候」と記してあるが、別紙の「承諾書」は見当たらない。しかし、資料9-3（「承諾書」の控え）において、その内容が確認できる。

文中「御依頼有之候」と記してあり、児玉作左衛門が1935年7月17日以前に、旧アイヌ墓地（私有地）所有者の承諾書の送付を落部村村長に依頼していたことが窺える。

【資料9-2】1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」

1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」（資料9-2）は、消印が「10.7.17」すなわち1935年7月17日、宛先が「札幌市 北海道帝国大学内 児玉作左衛門殿」（ペン筆）、差出人は「北海道茅部郡落部村役場」（活版印刷）の封筒である。開封済みで中身は空である。

資料9-2は、資料9-1を同封していたと考えられる。

【資料9-3】1935年7月17日付9A「承諾書」

承諾書

拙者所 落部村字落部＊＊＊＊＊内ニ在ル旧土人屍骸埋歿地ヲ發掘スルコトヲ承諾候也
昭和十年七月十七日

落部村字落部＊＊＊＊

9A ④

1935年7月17日付9A「承諾書」（資料9-3）は、「落部村字落部＊＊＊＊＊」にある旧アイヌ墓地の発掘について、旧アイヌ墓地（私有地）所有者9Aによる承諾書の控えである。北海道帝国大学医学部署紙1枚（ペン筆）からなり、④は「印」を○で囲んだ手書き文字で押印ではない。資料9-3は、児玉作左衛門が自身の手許控えのために承諾書原本を筆写したものと考えられる。

児玉作左衛門は、1934年、八雲町遊楽部の旧アイヌ墓地発掘の帰途に、落部村に立ち寄り6E裏手の私有地内にある13人のアイヌ名を刻んだ石碑の写真を撮ったと述べている⁵⁶。その折りに、私有地所有者の9Aと会って発掘を申し入れたとしても不自然ではない。

【資料9-4】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎「人骨發掘許可願」

人骨發掘許可願

一、發掘ノ目的 学術研究ノ為

二、發掘ノ場所 北海道茅部郡落部村字落部＊＊＊＊＊ 9A 所有畠地

三、發掘ノ年月日 昭和十年 月 日

四、人骨ノ処分方法 北海道帝国大学医学部ニ保存

右之通人骨發掘致度候間御許可相成度別紙關係書類（發掘地所有者ノ承諾書）添付
此段相願候也

昭和十年八月 日

北海道帝国大学医学部長
山上熊郎

北海道庁長官 佐上信一殿

北海道帝国大学医学部黒紙1枚（墨筆）からなり、1935年8月付で日付は空欄のままである。資料9-4は、落部村旧アイヌ墓地の人骨の発掘及び保管に関する願い出に際して、児玉作左衛門が作成した下書きであると考えられる。児玉作左衛門は、北海道庁が1935年5月付で示した人骨発掘許可願のひな形（資料8-4）と完全に一致した書式で、資料9-4を作成した。

資料9-4文中の「発堀地所有者ノ承諾書」は、資料9-2（「承諾書」の控え）の原本を指す。

【資料9-5】「土地所有者 9A 及び所有地に関するメモランダム」

昭和十年八月十九日受付ノ人骨発掘許可願中ニ在ル発掘ノ場所ハ落部共同墓地ヨリハ十数丁離レ之トハ何等関係ナキモノニシテ落部市街地ノ人家ノ裏手ニ当リ現在耕作中ノモノニシテ之迄モ往々人骨或ハ金物類（マキリ、カマ等）ノ出デタルコトアリト伝ヘラレ旧土人ニ属スルモノナラント云ハル。ナホ該土地所有者9Aハ之ヲ憂ヒテソノ転葬ヲ希望セルモノナルガ若シ北海道帝国大学医学部ガ之ヲ学術研究ノ為メ発掘保存セラル、ナラバ甚ダ好都合ナリト云フ意向ヲ有シ居ルモノナリ。

「土地所有者 9A 及び所有地に関するメモランダム」(資料9-5)は、北海道帝国大学医学部墨紙1枚(ペン筆、題名・日付・作成者名記載なし)のメモである。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

資料9-5文中には、「昭和十年八月十九日受付ノ人骨發掘許可願」とある。落部村旧アイヌ墓地の「人骨發掘許可願」は、資料9-4（1935年8月付「人骨發掘許可願」の下書き）の作成を経て、1935年8月19日付で北海道庁が受け付けたことを示している。

また、渡辺左武郎の「九月三日に発掘の許可が下りて、翌四日から発掘を開始」との記述⁵⁷にしたがえば、北海道庁が8月19日付で受け付けた「人骨発掘許可願」に許可を与えたのは1935年9月3日である。これより、後述する資料9-6が、落部村旧アイヌ墓地の人骨の発掘及び保管に対する北海道庁長官からの許可指令書であることは疑いようがない。

【資料9-6】1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」

(森警察署経由)

文書課長閱了

亥兵第七四二号 指令

北海道帝国大学医学部長

山上熊郎

昭和十年八月十九日願人骨發掘ノ件許可ス但シ左ノ通心得ベシ

昭和十年九月三日

北海道庁長官 佐上信一

記

一、発掘ヲ終リタルトキハ其ノ顛末ヲ届出ヅベシ

1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」（資料9-6）は、1935年8月19日付で願い出た人骨発掘の件に対する、北海道庁長官から北大医学部長宛ての1935年9月3日付許可指令書である。資料9-6は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。

資料9-6は、森警察署を経由している。森警察署所轄の人骨所在地における発掘を認めた許可指令書である。資料9-3～資料9-5から、森警察署所轄の人骨所在地は、「落部村字落部＊＊＊＊＊＊＊」(9A所有地)の旧アイヌ墓地を指す。

「落部村字落部＊＊＊＊＊＊」（9A所有地）の旧アイヌ墓地における発掘は、①土地所有者9Aから1935年7月17日付「承諾書」を得て、②北海道庁長官宛てに8月19日付で「人骨発掘願」を提出し、③北海道庁長官から9月3日付で許可指令書を受け、④9月4日～10日に発掘した、という経過をたどったことが窺われる。

【資料9-7】「落部村メモランダム」

- 一、9B氏ハ十日ハ函館出張一日不在故、十一日午後以後ニハ落部ニ居ラル由。

二、9Cノ祖先ノ墓ハ落部村犬主字**ニ四、五アリ、落部ヨリ約一里余山ノ中ニアリ。9C
氏ハ堀テモヨシトイフ。コノ土地ノ小作人9D氏モ不賛成トイフ程デハナイラシイ。

三、石碑ヲ共同墓地ヘ移スコト、並ニ木標ヲ發掘地ニ建テルコトハ先生ガ落部ニオ出ニナツテ
カラ相談シテモラウコト。

四、八雲デハ6I氏ハ目下不在、日高ヘ行ツテ居ル由。

「落部村メモランダム」(資料9-7)は、北海道帝国大学医学部署紙1枚(ペン筆、題名・日付・作者名記載なし)のメモである。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

文中の一は、落部村の私有地（9A所有地）内の旧アイヌ墓地発掘に際して、人員・資材の手配を依頼した人物9Bの消息である。後述するように、児玉作左衛門は、同人に発掘作業に従事した日当と、包むための資材代金を支払った。

文中の二は、児玉作左衛門らが私有地（9A 所有地）以外に、「落部村犬主字＊＊」のアイヌ墓地を把握していたことを示している。しかし、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」に、「落部村犬主字＊＊」は見当たらない。

文中の三は、落部村の住民が、私有地（9A 所有地）内にあった英國領事館員盗掘にかかる落部村アイヌ13人の名を刻んだ石碑を落部村共同墓地へ移設し、発掘跡地に木製の墓標を建立する意向を有していたことを示している。

児玉作左衛門は、英國領事館員盜掘にかかわる落部村アイヌ13人の名前を刻んだ石碑を、医学部へ持ち帰って保管した。それは、落部村の住民の当初の意向に反する措置であった。児玉作左衛門が1936年10月に落部共同墓地に建立した「落部土人供養碑」（現存）は、医学部へ持ち帰った石碑の代償であった⁵⁸。後述する1935年9月9日付「受領証」（資料9-8）の別紙には、「墓地 墓標金七円」ともあり、登壇地跡には木製墓標を建立したのである。

なお、「先生ガ落部ニオ出ニナツテカラ相談シテモラウ」とあるように、「メモランダム」作成者は児玉作左衛門ではない。筆跡から判断して、作成者は助手の渡辺左武郎と考えられる。

文中の四は、八雲町在住の61の消息である。

【資料9-8】1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚

1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」(資料9-8)は、①「受領証」1枚(北海道帝国大学医学部野紙、ペン筆)と、②「内訳別紙三枚」(北海道帝国大学野紙2枚・ペン筆、無地洋紙1枚・ペン筆)からなる。

①「受領証」の全文は下記のとおりである。

記
一金、五拾九円九十銭也
一金、拾八円貳拾銭也
一金、九円四十五銭也 } 内訳別紙三枚通 **9B印**
メ金八拾七円五拾五銭也
右受取候也 **9B印**
昭和十年九月九日
茅部郡落部村
9B **9B印**
北海道帝国大学児玉作左衛門殿

医学部野紙を用いており、「受領証」を用意したのは医学部解剖学第二講座である。「内訳」・「受取」の文字に重ねて姓名を印した円形印を捺してある。住所・氏名は別の手でインク色も他の文字と異なつており、9Bによる後筆である。

②「内訳別紙三枚」の1枚目は、下記のようである。

人夫賃
四、五、六日 各五人 合計 十五人
七、八日 各七人 合計 十四人
後仕末 九、十日 各七人 合計 十四人
総計四十三人
一人、一円三十銭ノ割
メ金五十五円九十銭也
9F 爺様 地ナラシ 金 四円也
大計 金五十九円九十銭也

児玉作左衛門は、1935年9月4日～8日に発掘作業と発掘アイヌ人骨を包む等の保護措置を施した上での発送、9～10日に発掘地の整地その他の作業を、延べにして落部在住者44人を雇って行った。

「内訳別紙三枚」の2枚目は以下のようである。

墓地 墓標	金七円也
供物菓子	金五十銭也
住職御礼	金七円也
御酒二升	金参円也
タバコ（バット）十個	金七十銭

メ金拾八円貳拾錢

これらは、発掘後に東流寺（浄土真宗・東本願寺派）において法要⁵⁹を営んだ際と、発掘跡地に木製の墓標を建てて僧侶に読経を依頼した際とで要した費用を示している。

「内訳別紙三枚」の3枚目は、以下のようである。

箱	五拾個	一個十五錢	金七円五十錢
俵	九俵	一ツ十錢	金九十錢
新聞	三貫メ	一貫メ金参十五錢	金壱円〇五錢
合計			金九円四五錢也
謝礼	金貳拾円 9B 金拾五円 { 9G 9A		

これらは、発掘した人骨を北大へ持ち運ぶための資材費用ならびに関係者3人への謝礼である。

【資料9-9】1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」

受領証
一、人夫賃 貳円六拾錢也
内訳 9H 一円三十錢
9I⁶⁰ 一円三十錢
一、箱 参個 四拾五錢也
一、俵 貳個 貳拾錢也
一、新聞紙 拾五錢也
合計 参円四拾錢也
右正ニ受領候也
昭和十年十一月八日
9B (印)
児玉作左衛門殿

1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」（資料9-9）は、北海道帝国大学箇紙1枚を用いた「受領証」（ペン筆）である。

資料9-9は、発掘した人骨を北大へ持ち運ぶための資材費用と、発掘作業等に従事した日当に対する受領証である。

なお、欄外に「5円.50錢 9B 氏へ礼ヲ加ヘテ渡シタル額」とある書込は、筆跡から判断して、書いたのは助手の渡辺左武郎と考えられる。

【資料9-10】落部村在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、落部村在住者の9Jの「戸籍謄本」と9Kの「除籍謄本」を、1935年11月9日に取得した（資料9-10）。資料9-10と「アイヌ聞書抄」からは、24人の氏名・生没年・姻戚関係等が判明する。

児玉作左衛門は、謄本取得に先立って、落部村在住者3人から聞き取りを行い、落部村発掘地域に

かかわる51人の各種情報（氏名、民族的出自、生没年、姻戚関係、被埋葬者氏名等）の提供を受けた⁶¹。

10 権太における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、権太における旧アイヌ墓地発掘にかかわる下記の資料が含まれている。

- (1) 井上善十郎・岡田正夫「権太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)
- (2) 1936年6月付権太長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」
- (3) 「10A 遺骨書類」

順次内容を紹介する。

【資料10-1】 井上善十郎・岡田正夫「権太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)

権太旧土人ニ関スル調査研究

日本学術振興会第八小委員会ハ昭和十一年度ニ於ケル「アイヌ」研究ニ関シ左ノ如キ打合ハセヲナセリ。

一、研究場所…………権太ニ於ケル土人部落

一、調査方法…………権太庁ノ厚意ニヨリ次ノ如キ方法トナス

(一) 戸口調査 別紙戸口調査委員ヲ嘱託シ昭和十一年六月二十日現在ニ於ケル特定戸口調査ヲ行フ

(二) 全事務ノ取扱ニ関シ権太庁地方課属肥後龍夫氏ヲ本会ノ嘱託トス

(三) 研究事項及ビ担任者氏名左ノ如シ

(イ) 生理学的研究……………永井 潜（東大教授）

(ロ) 民族衛生学的研究……………古屋芳雄（金澤医科大教授）

(ハ) 体質人類学的研究……………山崎春雄（北大教授）
児玉作左衛門（同上）

(ニ) 寄生虫病学的研究……………今 裕（同上）

(ホ) 衛生学的研究……………井上善十郎（同上）

(ヘ) 内科学的研究……………有馬英二（同上）

(ト) 眼科学的研究……………越智貞見（同上）

(チ) 精神病学的研究……………内村祐之（東大教授）

(リ) 皮膚科学的研究……………高橋信吉（長崎医科大教授）

一、診療班及ビ調査班巡回場所

多蘭泊、登富津、富浜、白浜、新間、敷香（時ニヨリ落帆ニ行クコトアルベシ）〔地図 略〕

一、日程

巡回日	診療班	調査班	
		A班(学校児童、乳幼児)	B班(智能検査、家屋、水)
第一日(七月十三日)月	(豊原)	多蘭泊(真岡)	—
第二日(〃十四日)火	多蘭泊(真岡)	登富津(野田)	(豊原)
第三日(〃十五日)水	登富津(野田)	(落合)	多蘭泊
第四日(〃十六日)木	(落合)	白浜(落合)	登富津
第五日(〃十七日)金	白浜(落合)	富浜(知取)	(落合)
第六日(〃十八日)土	富浜(知取)	新間(知取)	白浜(落合)
第七日(〃十九日)日	海豹島行(夕刻出帆)		富浜
第八日(〃二十日)月			富浜
第九日(〃二十一日)火	新間(敷香)	オダス(敷香)	新間(敷香)
第十日(〃二十二日)水	オダス(敷香)	(豊原)	オダス(敷香)
第十一日(〃二十三日)木	(豊原)	—	(豊原)

右日程ハ交通機関ノ関係ニヨリ二、三日ハ延長スルコトアルベシ。A班トB班ハ二日ノ間隔、A班ト診療班ハ一日ノ間隔。

一、診療班ノ構成員

永井、古屋、有馬、越智、内村、高橋他約三十名

一、調査班ノ構成員

A班 約四名

B班（智能検査ハ精神科） 井上他約四名

一、体质人類学的研究ハ追ツテ適當ノ時期ニ行フ。

一、手伝人 庁立病院ヨリ看護婦四名ノ応援アル筈。

受付、掃除人、旧土人呼集係等ハ当該部落ニ依頼スルコト

一、寄生虫検査 容器ヲ配布シ小学校ニ依頼シ之ヲ集蒐シ適當ノ場所（豊原病院）ニテ検鏡スルコト

集蒐セル者ニ薄謝ヲ贈呈スルコト

一、準備 診療班ニハ数ヶ所（学校教室又ハ雨天体操場）ニ机、腰掛等ヲ用意セラレタク、境界幕ハ診療班持參ノコト

「レントゲン」検査ハ昼間線ナキ為之ヲナサズ

呼集ニ応ゼル土人ニハ成人一人ニ付キ二、三十銭ヲ与フルコト、子供ニハ「キャラメル」ノ如キモノヲ準備ス

委員、手伝人等ノ昼食ヲ用意スルコト

（以上）

今回ノ研究調査ノ準備ニ当リ権太庁長官、内務部長、警察部長、調査課長、地方課長、学部課長、警務課長及ビ庁立病院長等ノ多大ノ援助ヲ賜ハリシコトヲ深謝ス

昭和十一年六月

準備委員 井上善十郎

岡田正夫

井上善十郎・岡田正夫「権太旧土人ニ関スル調査研究」（資料10-1）は、洋紙3枚（謄写版）からなる1936年6月作成の文書で、日本学術振興会第八常置委員会第8小委員会の権太における調査（1936年7月13日～23日）の計画書である。

「権太旧土人ニ関スル調査研究」には、「権太庁ノ厚意ニヨリ」、①1936年6月20日現在の戸口調査を戸口調査委員に委嘱して行うこと、②事務は権太庁地方課に嘱託すること、③第8小（アイヌ）委員会委員が各研究事項を分担して調査することが計画してある。医学部解剖学教室の2教授（山崎春雄、児玉作左衛門）の研究事項は「体质人類学的研究」で、調査時期は「追ツテ適當ノ時期ニ行フ」と記載がある。

①戸口調査には、「別紙戸口調査委員ヲ嘱託」とあるが、その名簿は見当たらない。

『権太日日新聞』には、資料10-1に関連する記事が散見される。

1936年3月19日付『権太日日新聞』は、「土人研究を前に／下調査方を依頼／今夏医学研究に来島する／学術振興会員から」と見出しを掲げ、以下のように報じた。

本夏学術振興会員約四十名来島し権太土人アイヌ、ギリヤーク、オロチョンの医学に関する研究をする事になつた事は既報の如くであるが、来島に先立つて戸口調査、診療調査、学齢児及乳幼児、家屋飲料水、寄生虫について調査方を依頼して來たので権太庁では調査の上近く回答する事になつた⁶²

上記記事によれば、第8小（アイヌ）委員会は、1935年度末に樺太庁に、「来島に先立つて戸口調査、診療調査、学齢児及乳幼児、家屋飲料水、寄生虫について調査方」と、各種調査を依頼したことが窺われる。

1936年6月5日付『樺太日日新聞』は、「永井古屋有馬越智内村高橋の諸博士約三十名で七月十三日来島約十一日間〔に〕亘り豊原落帆落合富浜白浜知取新問敷香野田登富津真岡多蘭泊の各地に宿泊し診療及調査に当る筈である」と報じた⁶³。診療及び調査班の日程は、1936年7月13日～23日であり、資料10-1と一致する。

児玉作左衛門が属する「体質人類学的研究」は「追ツテ適當ノ時期ニ行フ」とあるとおり、児玉作左衛門は1936年7月の樺太調査には参加していない。医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」が、樺太に関する発掘について具体的な日付が不詳であるものの、「昭和十一年八月発掘」と記載していることは、資料10-1中の「樺太庁長官、内務部長、警察部長、調査課長、地方課長、学部課長、警務課長及ビ庁立病院長等ノ多大ノ援助」が及んだものと考えるのが自然である。

念のために、資料10-1中の上記日程表と同じ行程だが、札幌を発って小樽に帰港するまでの日程と、樺太各地発着時間を記載してある文書「1936年樺太調査日程」（洋紙2枚、謄写版、題名・作成年記載なし、児玉家資料）を載せておく。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

日時次	月日	所	発時間	着時間
	十二日	札幌	前一一・四〇	
1	十三日	豊原		前 九・二五
	リ		後三・一〇	
	真岡			後六・三三
2	十四日	真岡	前六・三九	
		タラントマリ		前七・三一
		リ	後(二・〇一) 六・五一	
		野田		後(五・三〇) 九・三七
3	十五日	野田	前八・〇五	
		トフツ		前八・一八
		リ		
		野田		
4	十六日	野田	前八・〇五	
		真岡		前九・五八
		リ	前一〇・四二	
		豊原		後二・一〇
		リ	後三・〇五	
		落合		後四・一一
5	十七日	落合	前七・二〇	
		白浜		前八・二九
		リ	後四・三四	
		落合		後五・四〇
6	十八日	リ	前七・二〇	
		白浜		前八・二八
		リ	後四・三五	
		知取		後一〇・二一
		(自動車)		
		敷香		〃二・頃 五時
7	十九日	ヲタス		
		敷香	宿泊	
8	廿日		自動車	
		新問	前	
			自動車	
		知取	真夜中出帆	
9	廿一日	海豹島		
		敷香	後七・〇〇	後十二時発
10	廿二日	知取	午前四時着	前五時発
	廿三日			後二時小樽着
			代金三等九円	

【資料10-2】1936年6月付権太序長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」

古墳発掘許可願
一、願人 札幌市北海道帝国大学医学部
医学部長 大野精七
二、古墳発掘従事者 左記ニ依嘱ス
札幌市北海道帝国大学医学部
教授 児玉作左衛門
三、発掘目的 学術研究ノタメ
四、古墳ノ名称由来伝説等ナシ
五、古墳ノ所在地 権太栄浜郡栄浜村大字栄浜字**及大字相浜及大字魯礼
六、管理者ノ有無及其許諾否 共ニナシ
七、発掘従事期間 御許可ノ日ヨリ三十日間
右之通古墳発掘致度候ニ付御許可相成度此段及願出候也
昭和十一年六月 日
右願人 北海道帝国大学医学部長
大野精七 [公印]
権太序長官 今村武志殿

1936年6月付権太序長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」（資料10-2）は、「権太栄浜郡栄浜村大字栄浜字**」・栄浜村「大字相浜」・栄浜村「大字魯礼」における「古墳」発掘許可願の「控え」である。和紙1枚（墨筆）よりなる。

北海道内の旧アイヌ墓地の発掘に際しては、児玉作左衛門は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道令第八十三号、1934年10月19日公布）にもとづき、資料8-4（「人骨発掘ニ関スル許可願」のひな形）にそって、「人骨発掘許可願」を北海道序長官宛てに提出する手続きをとっていた。権太の旧アイヌ墓地の発掘に際しては、「人骨発掘許可願」に替わるものとして、「古墳発掘許可願」（資料10-2）を準備したものと考えられる。

資料10-2にかかる権太序資料は見当たらないが、1936年6月付で「古墳発掘許可願」を作成していること、先述の計画書「権太旧土人ニ関スル調査研究」（資料10-1）に権太序各部署への謝辞の記載があることから、発掘調査の前より、権太序が児玉作左衛門へ然るべき応答を示したとの推測は容易である。

なお、児玉作左衛門は、これらの地域に旧アイヌ墓地が所在することを承知しており、発掘のために資料10-1とは別の日程で行動をとることになったと考えられる。

【資料10-3】「10A 遺骨書類」

「児玉家資料」には、「10A 遺骨書類」とペン筆（黒インク）で書き込まれた「封筒」に、10Aにかかる資料が、下記のとおり収められている。

①1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」

- ②1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」
- ③1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」
- ④児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」
- ⑤様式「領収書」

10A、ならびに10Aと10Bとのかかわりは、千徳太郎治（『樺太アイヌ叢話』市光堂、1929年）が次のように述べており参考となる。10Bは、10Aの遠縁者であり、相続者である。

明治初年頃、小田寒より10A氏が此処に移住し、青年時代には白浦詰の役人に使はれた事も有ると氏の話で有つた。露領時代は非常な交際家であつた為め、氏の存命中は邦人及露人、アイヌ間、各方面の信用を得たのであつて惜い人で有つたが、大正九年に病没した。^{マツ}……然して10A氏は子無く其少しく遠縁者の子にて〔10Bのアイヌ名〕改名10B君は10A氏の相続者として現存して居る⁶⁴。

封筒「10A 遺骨書類」中の資料について、順次内容を紹介する。

① 1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」

1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」は、和紙1枚（墨筆）からなる。

その全文は下記のとおりである。

遺骨提供承諾書
樺太栄浜郡栄浜村字相浜
故 10A
年 月 日生
＊＊年＊＊月＊＊日死亡
右遺骨学術研究ノ為メ北海道帝国大学医学部ニ提供致度此段承諾候也
追テ遺骨ハ医学部ニ於テ御保管相成度候
昭和十一年八月 日
樺太栄浜郡栄浜村字相浜
出願人 10B 印
樺太栄浜郡栄浜村大字栄浜字＊＊
紹介人 10C 印
北海道帝国大学医学部長 大野精七殿

上記「遺骨提供承諾書」は、1936年8月付で、樺太栄浜郡栄浜村に在住した10Aの遺骨について、相続人10Bから北大に提供する旨の承諾を児玉作左衛門が受け取ったことを示している。10C（紹介人）と10A・10B（10Aの相続人）、児玉作左衛門とのかかわり、ならびに「紹介人」を要した事情を示す資料は見当たらない。

② 1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」

1936年8月31日付「葉書」は、1銭5厘の日本郵便製「郵便はがき」1枚（ペン筆）で、宛先は「栄浜 10C 様」、差出人は「白浜 落合源七」、差出人名の上部に「八月三十一日」と記載がある。消印は「11.8.31」である。

上記「葉書」の本文全文は下記のとおりである。

拝啓過日は失礼いたし候

扱かねて御申越の件昨日会合、とくと事情を話し相談いたし候処生憎男子は出稼ぎ不在にて女子多く何れも「さびしいからそばにおきたい」と申すもののみにて承諾者無之唯10E 氏ハ差支へなしと申居り候何れ男子の会合を催し改めて相談いたすべく候も右取敢ず御返事申上候

早々

上記の1936年8月31日付「葉書」に、「かねて御申越の件昨日会合、とくと事情を話し相談いたし候」とあるように、白浜在住の落合源七が、栄浜在住の10C の依頼により、地域で会合を開き、依頼に応じるよう、相談したことがわかる。しかし、「承諾者無之」と記載があり、交渉は不調であった。差出人の落合源七には白浜尋常小学校校長であった経歴があり⁶⁵、会合は白浜地域と推測される。

依頼人の10C は、先述の「遺骨提供承諾書」(資料10-3の①) から、栄浜村大字栄浜の在住者で、10A の遺骨を北大医学部へ紹介した人物である。児玉作左衛門は、栄浜在住の10C を介して、権太アイヌの遺体もしくは遺骨の収受を企図し、地域の了解を得ようと奔走していたことが窺える。

③ 1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C 「預書」

1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C 「預書」は、和紙1枚（墨筆）よりなる。

その全文は下記のとおりである。

預　　書

一金拾五円也

但故10A 殿祭祀料

右金額正ニ預り候也

昭和十一年八月三十一日

権太栄浜郡栄浜村大字栄浜字＊＊

10C ㊞

北海道帝国大学医学部教授 児玉作左衛門殿

この「預書」は、児玉作左衛門が、10A 遺骨の「紹介人」である栄浜村大字栄浜在住の10C に、10A の遺骨を譲り受けた際に、「祭祀料」15円を預けたことを証している。

④ 児玉作左衛門宛て10D 「預書返戻に関するメモランダム」

児玉宛てに10D が差し出した一筆箋「メモランダム」は、北海道帝国大学医学部便箋1枚（ペン筆、題名・作成時日の記載はなし）からなる。題名がないため、便宜上、上記の名称を付した。

その全文は以下のとおりである。

予て御立替の分本日金拾五円

正ニ領収仕候間御承知被下度候

別紙預書御返戻申上候

10D

児玉様

宛先の「児玉」は児玉作左衛門である。10D が児玉作左衛門にかわって立て替えていた15円を受領した旨の通知である。「別紙預書」は③1936年8月31日付「預書」である。10D なる人物と立て替えの事由は不詳である。

⑤ 様式「領収書」

様式「領収書」は、北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）からなる。
その全文は下記のとおりである。

領収書
一金
但故 ニ祭祀料トシテ下附ノ分
右正ニ領収候也
昭和 年 月 日
北海道帝国大学医学部
教授 児玉作左衛門殿

様式「領収書」は、樺太における旧アイヌ墓地発掘に際して、遺族あるいは地域へ「下附」した「祭祀料」領収書の「ひながた」である。

上記①～⑤の「10A 遺骨書類」のうち、就中①「遺骨提供承諾書」と③「祭祀料」の「預書」は、児玉作左衛門が行った樺太アイヌの遺骨の収受過程を端的に示している。

11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料

時系列にしたがって順次掲げる。

【資料11-1】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」

人骨処分許可願
一、処分セントスル人骨
昭和十年七月二十一日宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊11A 氏所有空家土台際ニテ11B 発見御届ノモノ。
二、処分セントスル人骨種類、数量等
推定約六十年ヲ経過セルアイヌ人骨一体分ニシテ伸葬、棺ヲ用キズ、甚シク腐蝕セル鍋破片ヲ副葬品トシテ有スルモノ。
三、右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ學術研究ノタメニ北海道帝国大学医学部ニ保管致シ度ク候
右ノ通り人骨処分致度候ニ付御許可相受度此段奉願上候也
昭和十年八月 日
宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊
右願人 11B 印
札幌市北海道帝国大学医学部
右願人 児玉作左衛門 印
北海道庁長官 佐上信一殿

1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」（資料11-1）は、1935年7月21日に11Bが発見して届け出た「アイヌ人骨」と副葬品を、北大医学部に保管したい旨、11B（発見者）と児玉作左衛門が連名で、北海道庁長官宛てに許可を願い出たものである。

資料11-1は和紙1枚（墨筆）よりなり、日付は1935年8月付で空欄である。「人骨処分許可願」の

下書きか、控えと考えられる。

11A（空き家所有者）、11B（発見者）について、氏名・住所以外は不詳である。

ただし、11Bと児玉作左衛門を結びつける背景には、先述した資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号、北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」）が影響していると考えられる。資料5-5にしたがえば、北大医学部は、「古墳及墳墓以外ノ場所」でのアイヌ人骨の発見に関する届出があれば、その都度、北海道庁学務部から通知を得る「援助」を受けていたことになっていた。資料5-5にしたがい、11B（発見者）を知り得た可能性がある。

資料11-1中の「アイヌ人骨」は、「宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊」で発見され、①1935年7月21日付「人骨発見届」、②1935年8月付「人骨処分許可願」を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（86頁）に「昭和十一年」、「＊＊＊＊」（資料11-1と同一地名）と記してある「泊内1」に照応する可能性がある。

【資料11-2】1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」

人骨発見届

一、発見経路

建築物修繕工事中地下二尺程掘リタル際ニ〔人骨一体〕発見

二、発見年月日

昭和十年七月三十日

三、所在地

本道虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社

虻田出張所々有地内〔ニテ全建築物裏ノ空地〕

四、現状

人骨ハ一体分ニシテ甚シク腐蝕セル刀剣、マキリ等ノ副葬品ヲ有シ推定六十年ヲ経過セル
アイヌラシク位置ハ東西ノ方向ヲトリ伸葬ナリ、之ヲ丁寧ニ取纏メ箱ニ納メテ虻田村役場
ニ保管ス

〔右及御届候也〕

昭和十年 月 日

住所	虻田郡虻田村字本町
	北海水力電気株式会社虻田出張所内
届出人	11C

北海道庁長官 佐上信一殿

1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」（資料11-2）は、1935年7月30日に北海水力電気株式会社虻田出張所の所有地内で工事中に出土した人骨と副葬品を、北海道庁長官宛てに11Cが届け出たものである。

資料11-2は日付が1935年付で空欄である。和紙1枚よりなり、本文は墨筆、〔 〕内は鉛筆での後筆である。「人骨発見届」の下書きと考えられる。

①資料11-2文中に「位置ハ東西ノ方向ヲトリ伸葬ナリ」等と専門的な用語で埋葬状況の記述があり、
②児玉作左衛門の手許で資料11-2を保管し、③後述する資料11-3（1935年8月付「人骨処分許可願」）の出願が11Cと児玉作左衛門の連名であることは、医学部解剖学第二講座が人骨出土当初よりかかわっていたことを示している。

【資料11-3】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」

人骨処分許可願

一、処分セントスル人骨

〔虻田村字本町北海水力電気株式会社虻田出張所〕

昭和十年七月三十日自家所有地内ニ於テ発見御届ノモノ。

二、処分セントスル人骨種類、数量等

推定六十年ヲ経過セル埋葬アイヌ人骨一体分ニシテ伸葬、棺ヲ用ヒズ甚シク腐
蝕セル刀剣、マキリ等ノ副葬品ヲ有スルモノ〔。〕

三、右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ学術研究ノタメニ北海道帝国大学医学部ニ保管致シタニ

〔ク候〕

右ノ通り人骨処分致度候ニ付御許可相受度此段奉願上候也

昭和十年八月 日

虻田郡虻田村字本町

北海水力電気株式会社虻田出張所内

右願人 11C

札幌市北海道帝国大学医学部

右願人 児玉作左衛門

北海道庁長官 佐上信一殿

1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」（資料11-3）は、先述の「人骨発見届」（資料11-2）に記述がある人骨と副葬品を、北大医学部に保管したい旨、11C（発見届出人）と児玉作左衛門の連名で、北海道庁長官宛てに願い出たものである。

資料11-3は和紙1枚よりなり、本文は墨筆、修正箇所は鉛筆書きである。日付が1935年8月付で空欄である。「人骨処分許可願」の下書きと考えられる。

資料11-2中の「人骨」及び資料11-3中の「埋葬アイヌ人骨」は、①1935年7月30日付「人骨発見届」、②1935年8月付「人骨処分許可願」を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（56頁）に「昭和十年八月一日 児玉教授持参」と記されている「虻田3」・「虻田4」、「昭和十年 児玉教授持参」と記されている「虻田5」・「虻田6」のいずれかに照応する可能性がある。「虻田3」・「虻田4」・「虻田5」・「虻田6」は、1935年に医学部解剖学第二講座が児玉作左衛門を経由して收受した人骨である。

一方、資料11-3中の出土場所（北海水力電気株式会社虻田出張所）に着目すると、收受時期が1938年となるが、資料11-2中の「人骨」及び資料11-3中の「埋葬アイヌ人骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（56頁）に「昭和十三年六月十九日 伊藤助教授持参 虻田水力電社ヨリ」と記されている「虻田7」に照応する可能性もある。

【資料11-4】1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」

（静内警察署経由） 文書課長閲了

亥兵第七九三号 指令

静内郡静内町字古川町

11D

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門